

中野竹子と娘子隊のゆかりの地をめぐる旅

旅行条件

- 旅行代金：日帰りコース お1人様 6,500円(税込) バス代、食事代 含む
宿泊コース 2名1室利用 お1人様 16,000円(税込) バス代、食事代、宿泊代 含む
(部屋数の都合上、2名様以上でお申し込みください。)
- 日程：日帰りコース ①コース:7月18日(木) ②コース:8月29日(木)
宿泊コース 11月6日(水)~7日(木)
- 宿泊：新鶴温泉 んだ
- 貸切バス会社：郡山中央交通 ■ 添乗員：添乗員が同行いたします。
- 最少催行人数：日帰りコース 16名(募集人員20名)/宿泊コース 16名(募集人員20名)
- 詳しい旅行条件を記載した書類をご用意しております。事前にご確認の上、お申し込みください。弊社ホームページにも記載しております。

お申し込み方法及び旅行代金の決済方法

- ① お申し込み ホームページからのみのお申し込みとさせていただきます。
※個人情報の取り扱いについて、本事業以外には使用いたしません。

ホームページ <https://rh-kikaku.jp>



② 募集期間

日帰りコース1【7月18日】...7月4日(木)まで

日帰りコース2【8月29日】...8月8日(木)まで

宿泊コース【11月6日~7日】...10月22日(火)まで

※応募者多数の場合は、先着順にて参加者を決定させていただきます。

③ 旅行代金のお支払い

募集締切後、3営業日以内にお申し込みの際にいただいた代表者のご住所に旅行代金のお振込みのご案内を発送いたしますので、期日までに代金をお振込みください。なお、期日までに振込みいただけない場合は取消扱いとさせていただきます。(お振込み手数料はお客様のご負担となりますのでご了承ください。)

④ 最終確定日程表発送

ご入金確認後、出発の3日前までに最終確定日程表及び案内パンフレット等を送付させていただきます。

⑤ 旅行出発当日

最終確定日程表に記載された集合時間までにご集合ください。

国内旅行お申し込みのご案内

アールエイチ企画国内旅行条件(要約)お申し込みいただく際に、このページのご案内や注意事項を必ずお読みください。

- この旅行はアールエイチ企画(以下「当社」という)が旅行を企画して実施するものであり、お客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「契約」という)を締結することになります。また、契約の内容・条件は、各コースごとに記載されている条件のほか、本旅行条件書、出発前にお渡しする確定書面(行程ご案内)及び当社旅行業約款募集型旅行契約の部によります。
 - 旅行のお申し込み及び契約成立:上記申込みページから所定事項を入力し、当社が旅行代金を受領した時に成立いたします。
 - 取消料:旅行の契約の成立後、お客様のご都合で旅行を取消される場合には、旅行代金に対しておひとりにつき下記の料率で取消料をいただきます。
 - 注意事項:①人数が最少催行人数に満たない場合は中止することもありますのでご了承ください。この場合当該旅行実施日の10日前までに当該旅行を中止する旨お客様にご連絡いたします。②全コース車内禁煙とさせていただきます。
 - 旅行代金に含まれるもの:旅行日程に明示した運送機関の運賃、料金、食事代、入館料、宿泊費、旅行取扱料金及び消費税など諸税を含んでいます。
 - 旅行条件基準日:2024年4月1日現在
- 〈個人情報の取扱〉当社は、旅行申込みの際に提出された申込書等に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらの受領のための手続きに必要な範囲以内で利用させていただきます。その他、1:イベントやキャンペーンのご案内 2:旅行参加後のご意見やご感想のご提供のお願い 3:アンケートのお願い 4:統計資料の作成 5:ツアーの様子を撮影した写真・動画及びお伺いした参加者のご感想はHP・紙媒体への掲載にお客様の個人情報を利用させていただく事があります。
- その他の事項については当社の「旅行約款」によります。

取消日	旅行開始日の前日から起算してさかのぼって			前日	当日	旅行開始後又は無連絡不参加
	21日前まで	20日~8日前	7日~2日前			
取消料率	無料	20%	30%	40%	50%	100%

(令和6年度福島県地域創生総合支援事業(サポート事業)補助金)

旅行企画/実施: アールエイチ企画

総合旅行業務取扱管理者 鈴木 裕 福島県知事登録旅行業第2-269号 (一社)全国旅行業協会正会員
福島県会津若松市飯盛3丁目3-34

〈お問い合わせ〉受付 9:00~17:00(土日祝を除く) TEL:0242-28-5623 FAX:0242-28-5667

旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。この旅行契約に関し、担当者からの説明に不明な点がございましたら遠慮なく上記の旅行業務取扱管理者にご質問ください。